

『著作権・ソフト委員会 カラオケ部会』部会長インタビュー

Q1: カラオケ部会が現在に至るまでの経緯をお話下さい。

A1: 現在はAMEIの一組織になっているカラオケ部会ですが、AMEIが社団法人として設立される3年前の平成5年に、AMEIの前身であるJEMSA(音楽電子産業協会)の中の組織として設立されたのがその起源と言えます。当時は業務用通信カラオケが世に出て間もない頃でして、そのための著作権使用料規定がまだなかった時期でしたので、JASRAC(社団法人日本音楽著作権協会)と使用料の交渉を始めるために必要に迫られて設立されたようなものでした。平成8年4月にAMEIが法人化されてJASRACと対等の立場になり、お互いが協議体制を整えてからは交渉が急速に進展し始め、半年後の9月にはそれまで未払いになっていた使用料を清算するための暫定合意がなされ、年末には業界全体で約62億円の未払い計上されていた使用料をJASRACに対して一挙に支払い、更に翌年の平成9年9月には使用料規定の本合意がなされました。

その後、本規定制定のための協議の中で更にもう一度見直し(値下げ)がなされ、著作権使用料規定の中に現在の「第12節 業務用通信カラオケ」が盛り込まれるに至ったのです。

考えてみますと、JASRACが使用者側と協議して合意の上で使用料を決めたことは、それまでほとんど例がありませんでした。今回の例は、現在進められているモバイルのための使用料協議についても引き継がれていまして、使用料は協議できるもの、見直せるものであるという好ましい先例を作ったことになり、業界にとってこの意義は非常に大きいと思います。

しかも、これによる業務用通信カラオケ業界の発展は、われわれ使用者(業務用通信カラオケ業界およびその利用客)だけのメリットであるばかりでなく、従来よりも作者は自分たちの作品を格段に広く発表できるようになったという意味で、権利者(作者)にとっても非常に大きなメリットをもたらしたと言えるのではないのでしょうか。つまり、パッケージカラオケ(レーザーカラオケやCD-Gカラオケ等)の頃は品揃えがせいぜい13,000曲だったのに比べ、通信カラオケでは30,000曲もの曲数を扱うようになったからです。使用者のためにも権利者のためにも、市場が拡大する結果になって良かったと思います。

もうひとつ業界にとって好ましかったことは、このようなプロセスの中で、権利者と利用者を代表する社団法人のトップ同士の会談がたびたび行われる結果にもなったということです。参考のために、昨年10月に施行された著作権等管理事業法を例にとって申し上げますと、「著作権の管理事業者は、利用者代表から協議を求められた時はこれに応じ、利用者から意見を聴取するように努め、協議が成立した時はその結果に基づいて使用料規程を変更しなければならない。」(「第5章 使用料規程に関する協議及び裁定」より抜粋)という記述がありますように、今後は権利者と利用者がお互いに良好な信頼関係を維持しつつ、両者の利益を追求して行けるという下地が出来たと思っています。

Q2: 現在の課題とその取り組みについてお話下さい

A2: 著作権等管理事業法がこの4月から実質運用されることになりましたので、それへの対応が直面している大きな課題として挙げられます。個人管理楽曲の取り扱いや、新規参入もあり得る管理団体の動向など、権利者の動向を注意深く見ながら、業界が共存しかつ繁栄して行くための方策を考えて行くつもりです。

また、同法に関連する具体的な課題として、次の2点も挙げておきたいと思っています。

1. レコード会社の専属曲が円滑に使用できるようになるための取り組み

昭和47年迄に発売された楽曲は、各レコード会社の専属曲になっています。著作権使用料はJASRACに支払っていますが、許諾権は各レコード会社にあります。

2. 独占禁止法の学習・研究の必要

カラオケ部会だけでなく著作権・ソフト委員会全体の課題でもあります。権利者が自分の曲を許

諾する際に差別するという形の独占が行われることがないよう、独禁法との関連を調べておく必要があるということです。ちなみに、JASRACは今まで音楽著作権の一元管理をしていたため独禁法の除外団体でしたが、同法の施行に伴って、公正取引委員会



古川一夫部会長

も業界の動向を見守る姿勢を見せているようです。

なお、参考までに申し上げますと、新たな管理事業者がすでに2社参入しましたが2社共に通信カラオケの管理は除外となっており、一安心しています。なぜ除外となったかと言いますと通信カラオケの使用料規程は「基本使用料」と「利用単位使用料」で構成されており、支分権(録音権・有線送信権・出版権等)毎の管理の形になっていない事と、「演奏料」の徴収体制を作ることが大変コストがかかるからです。それ故通信カラオケは今までどおりJASRACの一元管理となります。

Q3: 業務用通信カラオケの市場動向についてお話下さい。

A3: 通信に限らず業務用カラオケ市場は、カセットテープ、レーザーディスク、カラオケボックス、通信カラオケという異業種からの参入等、いくつかのブームというか、山を形成しながら今に至っています。ひとつの業界でこのような形でいくつもの盛り上がりが出るというのは、なかなか珍しい現象ではないでしょうか。

そして現在は自他共に認める成熟産業(あるいは成熟文化)の典型にまで発展し、参入企業もいわゆる異業種を含めて14社になっていますので、これからは業界の再編が進められるであろうと予想されます。

ちなみに、現在JASRACに支払っている業務用カラオケの使用料は、演奏料も含めて年間250億円以上にもなっており、これはJASRACの年間収入の約1/4に当たります。

【注】このインタビューが行われ、上記のように業界再編の話まで出た正に2月28日に、(株)ユーズ・ピーエムビーエンタテインメントと(株)タイカンとの、通信カラオケ会社同士の合併が発表になりました。

Q4: カラオケ部会の今後の展望と、部会長としての抱負をお聞かせ下さい。

A4: カラオケ部会は、たとえば著作権問題のように、業界全体が共通の課題を持った時の解決の場であると考えています。どの会社もビジネスが先行し、著作権問題などのような課題は後追いでついてくるのが常ですから、問題が起きたらすぐに対応するようにして行きたいと思っています。

お互いが市場で競争している業界ではありますが、共通課題を拾い上げて迅速に問題解決に当たり、出来るだけ公平な形で競争できるよう、企業間の利害を乗り越えて業界全体の調整が出来ればと思っています。